

青梅市と明治安田生命保険相互会社
との包括連携協定書

令和6年12月23日

青梅市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、市内地域の活性化と市民サービスの向上を図り、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が相互に密接に連携し、それぞれの資源や人財を有効に活用した協働による活動を推進し、市民の健康の保持増進をはじめ、市内における地域の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 市民の健康の保持増進に関する事項
- (2) 市内企業の健康経営に関する事項
- (3) 地域の活性化および市民サービスの向上に関する事項
- (4) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（協議事項）

第3条 前条各号に掲げる事項に関する具体的な事業の実施については、甲および乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申出を行わないときは、同一の内容でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第5条 甲または乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

(協定の解除)

第6条 甲または乙のいずれかが、この協定の解除を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定の解除を行うことができるものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第7条 甲および乙は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。)と関係を持たないことを約する。

2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いた信用毀損または業務妨害

(3) その他前2号に掲げる行為に類似するもの

3 甲および乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知または催告を要せず、ただちにこの協定を解除することができる。

(守秘義務)

第8条 甲および乙は、この協定にもとづく事業において知り得た秘密事項を、この協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に開示または漏えいをしてはならず、この協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方が署名して、各自がその1通を所持するものとする。

令和6年12月23日

甲 青梅市
代表者 青梅市長 大勢待 利 明

乙 東京都立川市曙町二丁目17番3号
明治安田生命保険相互会社立川支社
支社長 東 靖彦